様式第2号(第5条関係)

　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

出雲市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（健康福祉部健康増進課）

費用徴収額決定(変更)通知書

　養育医療の給付に要する費用について、母子保健法第21条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり徴収額を決定(変更)したので通知します｡

記

|  |  |
| --- | --- |
| 未熟児の氏名 |  |
| 費用徴収額 | 月額　　　　　　　円 |
| 理由 |  |

〔教示〕

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。